



令和 7 年 11 月 18 日

文京区長 成澤 廣修 様

文京区公契約審議会
会長 磯崎 初仁

令和 8 年度労働報酬下限額について（答申）

令和 7 年 8 月 8 日付 2025 文総契第 683 号により諮問のありました標記の件について、文京区公契約条例（令和 6 年 6 月文京区条例第 24 号。以下「条例」という。）第 13 条第 2 項の規定により、下記のとおり答申します。

記

1 工事又は製造の請負契約に係る労働報酬下限額

(1) 熟練労働者及び一人親方

令和 8 年度の東京都における公共工事設計労務単価に 100 分の 90 を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である。

なお、東京都における公共工事設計労務単価が設定されていない職種「建築ブロック工」については、「石工」の単価を用いて算定し、当該職種の単価が設定された場合には、その単価を基に算定するのが妥当である。また、「建築ブロック工」以外の職種で東京都における公共工事設計労務単価が設定されない場合は、当該職種の今年度の労働報酬下限額に、全職種の前年度比を平均して得た割合を乗じて算定するのが妥当である。

(2) (1)以外の労働者（労働者等の合意の下、見習い・手元等の労働者と使用者が判断する者及び年金等の受給のために賃金を調整している労働者）

令和 8 年度の東京都における公共工事設計労務単価の職種「軽作業員」の単価に 100 分の 70 を乗じて得た額を 1 時間当たりの単価に換算した額とするのが妥当である。

2 工事又は製造以外の請負契約、業務委託契約に係る労働報酬下限額

最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 9 条第 1 項に規定する東京都の最低賃金及びその他公的機関が定める基準等を勘案し、1 時間当たり 1,480 円とするのが妥当である。

3 指定管理協定に係る労働報酬下限額

2 と同額とするのが妥当である。ただし、文京区外に所在する施設の指定管理協定については、当該施設が所在する県の最低賃金法に規定する地域別最低賃金額に、東京都の最低賃金に対する指定管理協定の労働報酬下限額として定めた額の増加率を乗じて得た額とするのが妥当である。

4 附帯意見

- (1) 社会経済状況の変化を踏まえて、条例が適用される契約等における労働者の実態把握に努めていただきたい。
- (2) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 127 号）及び公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成 17 年法律第 18 号）の扱い手 3 法改正を踏まえ、必要な対応を検討していただきたい。